

村民だより

No. 362

平成8年 1月1日
東京都小笠原村役場
小笠原村父島字西町
電話 2-3111

平成7.12.1現在	
住民基本台帳登録者数	
世帯	1,236
父島	1,022
母島	214
人口	2,309
父島	1,881
母島	428
短期滞在者	
人口	130
父島	100
母島	30

11月の気象(父島)	
平均気温	22.3℃
最高気温	27.1℃
最低気温	15.0℃
平均湿度	72%
月降水量	109.5mm

年頭のご挨拶

小笠原村長

安藤 光一



明けましておめでとうございます。
村内外の皆様におかれましては、
清々しく新春をお迎えのことと心
からお慶び申し上げます。

旧年中は、村政に対し格段のご
理解、ご協力を賜り誠にありがと
うございました。深く感謝いたし
ております。

昨年は、戦後五十年の節目の年
にあたり、父島、母島、硫黄島の
三島で、それぞれ記念式典を執り
行いました。特に、同じ小笠原村
内でありながら、様々な事情によ
り容易に往き来できない硫黄島の
式典に、これからの小笠原の未来
を担う中学生の諸君を伴い、訪れ
ることができました。硫黄島を訪
れた中学生にとって、戦争を身
近に感じ、「戦争と平和」につい
て正面から考える良い機会となっ
たと思います。この貴重な体験を
今後に生かしていただけることと
期待しております。

また、戦後五十年事業の一環と
して「小笠原村平和都市宣言」を
行いました。強制疎開、硫黄島玉
砕、返還後父島・母島に帰島でき
るまでの困難など特殊な歴史を持
つ小笠原村が「平和都市宣言」を
行うことの意義は、大きなものだ
と思います。二度と戦争の悲劇を
繰り返してはならないという思い
を一層強くいたしました。

また昨年は、小笠原村民の皆様
と関係深い、財団法人小笠原協会
が設立三十周年を迎えられました。
小笠原諸島返還前から小笠原と深
く関わり、小笠原の発展に寄与さ
れた小笠原協会の皆様に心からお
祝いを申し上げます。今後も小笠
原村の振興にご助力いただけます
ようお願い申し上げます。

今年は、四月にはテレビ地上波
放送の開始、秋には空港問題の成
否をかけた第七次空港整備五カ年
計画の答申が控えております。
テレビ地上波放送の開始につき
ましては、これまで衛星放送しか
映らなかった小笠原村にとって、
「情報過疎」から脱却するという
意味で大きな出来事であると考え
ます。小笠原で内地と同じテレビ
放送を同時に視聴することができ
ることは、CATV時代から考え
ますと隔世の感があります。情報
を活かすも殺すも、情報を受ける
者次第であります。村民の皆様が
この機会を最大限に活用され、こ
の受信システムを村民全員で支え
てゆくことを期待しております。

新年明けましておめでとうございます。
日本には、一日の計は朝、一年
の計は元旦、一生の計は青壮年に
ありという言葉がありますが、ま
さに、希望に満ちた新しい年をお
迎えのこととお慶び申し上げます。
昨年は、教育行政に對しまして、
特段のご理解、ご協力、ご支援を
頂き、心から感謝いたしますと



小笠原村教育長
島田 正道

航空路問題にとっても、本年は
重要な意味を持つ年となります。
第七次空港整備五カ年計画におい
て、小笠原空港新規事業化の成否
は、村民の悲願である「航空路の
実現」にとって最後で、しかも最
大のハードルであります。このハ
ードルを超えるために、私は最大
限の努力をばらう所存でございま
す。

この他にも懸案事項は山積して
おりますが、私はその問題を、地
道に解決してまいりたいと考えて
おります。皆様のしご支援、ご協力
ご理解をお願い申し上げます。ご
最後になりましたが、皆様の多
多幸とご隆盛を祈念し、年頭のご
挨拶いたします。

もに厚く、お礼申し上げます。
申すまでもなく、教育行政の役
割の第一は、子どもをとりまく教
育環境の条件整備であります。と
りまわりのこと、家族、地域社会との深
い連携・協力を図っていくことも
より大切です。

そして、教育のあるべき姿にで
きるだけ近づけるよう努力するこ
とと考えております。昨年は、こ
の視点からみても、秩序ある落ち
ついた状況だったように思います。
特に、戦後五十年という節目の年
の中でさまざまな記念事業があり
ましたが、そこで見せた子どもた
ちの活躍ぶりは、将来を期待する
確かな手ごたえを感じさせてくれ
ました。

父島・母島の中学二年生ととも
に訪れた硫黄島での貴重な体験は
平和への尊さをあらためて認識さ
せてくれるものでした。

ともすると、時の経過が、歴史
のもつ重みや厳しさを見失わせが
ちですが、日々、その現実の重み
を深く心に刻んでまいりました。

また、友好都市櫛形町訪問に際
しては、都庁に青島知事を訪ね、
十六名の親善大使である生徒とと
もに、小笠原への理解と早期の来
島をお願いいたしました。そして
櫛形町との交流も一年毎に深まっ
たように思います。

更に、年々、その充実度を増し
ている児童・生徒の父、母交流も
明日の小笠原を支える確かな礎に
なっていくものと期待していま
す。

その第二は、社会教育、社会体
育方面の充実であります。生涯学
習社会を迎えつつある今日、学ぶ
ことが学校教育のみで完結するこ
となく、生涯にわたって学び続け
る環境整備であります。

体育協会を中心としたスポーツ
面での活性化はもとより、文化面
の充実にも意を注いでまいりたい
と思います。幸いにも昨年は、文
化サークルの組織化が図られ、今
後の活躍が期待されます。

その第三は、小笠原のもつ歴史・

文化・伝統を次の世代に継承して
いく体制づくりです。社会が急
激に変化していく中で、歴史に学
ぶ大切さを共に育てていきたいと
念願しております。

この他にも、多くの課題があり
ますが、村民の皆様が多様なご支
援とご協力のもと、着実に、その
実現に向けて努力していく所存で
す。

最後になりましたが、本年が、
皆様にとりまして最良の年であり
ますことを祈りして新年のご挨拶
といたします。

小笠原総合事務所長

根岸 勇夫



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
旧年中は、村民の皆様幅広い
ご理解とご協力を賜りますなか
で業務が遂行することができました。
厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、昨年は、戦後
五十年という節目の年に当たり、
ここ小笠原におきまして、「第
二十回小笠原諸島戦没者追悼式典・
小笠原諸島終戦から五十年父島記
念式典」など多くの記念事業が挙
行され、あらためて過去の惨劇を
考えさせられた一年でありました。

この小笠原も本土復帰後二十七
年が経過し、本年は「島民の定着
と生活安定、地域の自立発展等」
を基本とします「小笠原振興開発
計画」の五年間の延長後の二年目
を迎え、難視聴解消事業としての
テレビ地上波放送の実施、おがさ
わら丸に変わる新造船の建造等確
実な発展に向け歩み始めようとし
ております。

しかし、この小笠原において計

画の基調であります。島民の生活安定、自立発展等」をより確実なものとし、そして、更なる発展をいたしますためには、小笠原の自然的特性と発展的可能性を活用し産業の振興、交通手段の改善等早急に解決しなければならぬ課題が山積しており、行政当局と村民の皆様が一致してこれら課題を解決することが何よりも大切であり、重要であると考えます。私どももいたしまして、今後とも村民の皆様への貴重なご意見とご協力を賜りながら、小笠原の益々の発展のため努力を傾注してまいる所存であります。

平成八年元旦

東京都小笠原支庁長

篠崎 弘征



皆さん明けましておめでとうございます。今年の初日の出は如何でしょうか、昨年は残念ながら曇ってしまいましたが、ここ小笠原から見る日の出はどのようでしょうか、思えます。朝日の昇る瞬間はもとより遠く空や雲が赤や青に輝き、一筋の金色の光に闇が切り開かれていく様は新たな生命の誕生を思い起こさせます。小笠原も返還後二十八年が過ぎます。当時強制疎開で島を離れ、望郷の思いを募らせていた旧島民の方々にとって、全てのものが白然に帰り、昔の面影すら緑で覆われてしまった故郷での最初の日の

出はどの様な思いで見たのでしょうか。

ジャングル化したこの島がここまで開発、振興が成され生活しやすくなってきたのは、皆さんの努力と汗の結果ではないでしょうか。これから更に小笠原が発展するためには皆さんの英知と熱い郷土愛が必要で、

空路の開闢は新たな可能性をもたらすものです。空港建設が悲願とされ、今年も島民が一致して関係機関に働きかけ実現に向けて活動が続けられることでしょうか。私たち小笠原空港からテイクオフする飛行機の中から初日の出を見られる日が一日でも早く来るよう更なる努力をしてみたいです。

青島知事は昨年十二月の都議会において島しよ地域での活力の向上を進めるため投資的経費を重点的に配分すると述べております。この小笠原を総合的に発展させ、豊かな島として、次代の人々に引き継ぐためには、外部条件の変化に期待するばかりではなく、この小笠原の特性を活用し伸ばしていく方策をも合わせて模索することではないでしょうか。

今、小笠原は生活の豊かさを実現するための知恵の時代です。内地並の生活環境や行政サービスを願う気持は当然でしょうが、小笠原でしか得られないものもたくさんあります。自分たちにとって魅力がある島は外の人にとっても魅力があります。皆さんの方の中には色々な知識や経験をおもちの方がたくさんいます。この知識や経験を活かして島の魅力を伸ばしていくための知恵を探し、伸ばしていくことが求められています。二十一世紀を目前に迎え、父島母島の特性にあった目標を掲げ豊かさに向け挑戦していくことこそ私たち島民に課せられた使命ではないでしょうか。さて私たちの生活に大きな影響をもたらし受けること、テレビもこの四月から受信することができ、日常生活において生活向上のためにどんな役割を持たせるか、情報を主体的に選択し判断することが求められてきております。また、子どもが悪いことを覚えるのではない、勉強をやらなくするのではないかなどが心配になります。親としてどれだけの教育力が試されているのか、親の教育、子どもたちの伸びる力を信じ、私たちも時代の進展に対応していく努力をしなければなりません。

私たち行政に携わる者にとっても忘れなければならないことは、全ての世代の人たちが豊かで幸せな生活ができる社会環境の確保です。しかし、多様化した社会において全ての人が満足するということとは至難のことです。お互いに助け合い補いあつていかなければなりません。以前はシビルミニマムという言葉で市民生活を営むために最低限度必要な施設や社会保障の整備がなされてきましたが、今日では健康的にも体力的にも弱い立場にある人々にとっても無理な社会環境の実現、ノーマライゼーションという言葉が多く使われています。阪神大震災の人的被害については半数以上は六十歳以上の人たちによって占められております。災害時の被害を最小限度に止めるためにはまず弱い立場にある人たちが安全に避難できるための視点で対策がたてられなければなりません。それはとりもなおさず人々や優しい社会ということであり、誰もが幸せで心豊かな生活ができる環境であるということです。私たち小笠原支庁の職員はこの島に住む皆さんのものの見方や考えかたを大切にしたい。「生活者の視点」を基本理念に国や都、村職員と協力し合い「誰もが楽しく心豊かに生活できる地域社会の実現」に向けて今年も努力してまいります。

新年明けましておめでとうございます。村民の皆様には清々しく希望に満ちた新年を迎えられたことと存じます。昨年は、兵庫県南部地震（阪神大震災）が起き、多くの生命、財産が失われました。関東地区と比べ、関西地区は地震が少なく、一関西では大地震が起きないという油断があったように思われます。昨今、小笠原諸島にも津波注意報が発令されることがよくあります。幸いにも、津波が観測されなかったり、観測されても数十センチメートル程度で、被害はありませんでしたが、過去の例が示す通り、災害は突然やってくるものです。しかし、皆様の普段の心構えによって、被害を最小限に食い止めることはできます。日常生活の中で、防災に対する意識をもつよう心掛けていただければと思います。また、火災につきましても、ちょっとした不注意が大事をもたらすことになり得ます。言うまでもなく、火災は常に私達の身の回りに潜んでいます。それは一瞬にして私達の生命や財産を奪ってしまうのです。火災のない村づくりには村民の皆様一人一人が火災の恐ろしさを認識することが大切です。消防団の任務は地域における第一線の活動機関として災害を防除し、村民の生命、財産を守ることです。そのため我々消防団は、そ

小笠原村消防団長

瀬堀 信一



れぞれの生業を持ちながらも日頃から訓練や車両機材の点検等を意欲的に実施しております。新年にあたりまして、今年も使命の重要な認識を新たに、消防活動に従事する決意であります。最後になりましたが、皆様の健康とご多幸、そして今年が平穏無事な一年であることを祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

総務庁行政相談委員

木原 彬夫



村民の皆様、輝かし飛躍の年、平成八年の新年をお迎えの事と心からお慶び申し上げます。各官庁・村役場・関係各機関・団体・並びに村民各位の暖かいご理解・御指導と御協力に依り、昨年も総務庁行政相談委員としての行政相談活動を実施することができました。紙面を借りて厚く御礼申し上げます。又、昨年は私の強い希望に依り、関東管区行政監察局の菊地徳弥局長が、全国行政相談委員連合協議会鎌田会長とお二人で来島して下さり、三泊四日の日程で、初日は官公庁廻り、二日は村内視察、午後村会議室にて、懇談会二時間半の間、総合事務所長、支庁長、村長代理、村議会代表、農協代表、商工会代表等々からだされる、当面の苦情、要望について、活発に質疑応答がなされ、特に局長から一つの問題を解決するのにも常に多面的な角度から見なければ、正しい結論が見えない事が多く心せねばならないと、教えられた言葉が印象的でした。三日目は海、兄

島の視察、夜は村民有志、島の子供も集まって、扇浦で楽しい島風のバーベキューで夏の夜を楽しんでいただき、話題は尽きず別れを惜しまれました。

実際に島で生活する人と同じに、定期船で訪島され、千キロの距離、時間の長さを痛感され、島民が航空路の開通に向け一生懸命な気持ちや願い、必要性を充分体験したと云って居られました。島を離れる前に、「皆さんから要望があれば、精一杯何事でもお受けします。私達はその為に働いているのですから、あなたの方で出来ない面は私達でお手伝い致します。」と温暖かい言葉を残して帰られました。この紙面を借りて村民の皆様にお伝えいたします。

村民から申し出のあった、苦情や要望が、行政相談のパイプで行政監察局行政相談課につながれて、過去に解決されているものの中に次の様な案件もありました。

- ・母島の郵便業務の改善、郵便番号の新設(一〇〇一〇二二)
- ・父島の郵便局へ屋根付郵便車の搬入
- ・父島のタクシーの許可を急がせた
- ・母島の有償運送の許可を急がせた
- ・二見港内の爆雷の処理
- ・母島沖港外の緑のブイ新設(保安庁)
- ・母島沖港外の赤の浮標灯新設(港湾局)
- ・白蟻、野羊対策
- ・移入植物の繁殖に依る在来種の危機対策
- ・年金支払いの促進交渉
- ・おがさわら丸に無線公衆電話設置
- ・おがさわら丸にクール宅配の実施・・・等々

総務庁長官より委嘱を受け十年になる今日私は、関東管区行政監察局行政相談第十四支部(東京諸島)の支部長と、東京行政相談委員協議会の理事を兼任中、重責をひしひしとかみしめ、一層の努力

精進することで任務を果たす覚悟です。今年もいつでも、どこでも、何れもの相談を致します。お気軽に申し出をお待ちしています。

大平京子前民生委員に感謝状を伝達!

感謝状を伝達!

去る十一月三十日、民生委員の改選に伴い、大平京子さんが民生委員を退任されました。退任に際しては、厚生大臣及び東京都知事より感謝状が贈呈されており、その伝達式を十二月十八日行いました。

大平京子さんは、返還直後村で、初めての民生委員として就任され、その後昭和五十八年から退任されるまで、通算十四年間民生委員としてご活躍されました。

永年にあたり、村の社会福祉の推進に多大な貢献をされたことに、あらためて感謝申し上げるとともに、今後ますますのご活躍を祈念し、村民の皆様にご報告いたします。

村民課住民係

身体障害者相談員について

相談員について

このたび、愛澤智佳子さんが身体障害者相談員に就任されました。任期は、平成七年十二月一日より平成九年十一月三十日までです。相談員は、小笠原村の推薦により東京都から委託を受け、次に掲げる活動を行います。

- 一、身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進を図る。
- 二、身体に障害のある者の更生援助に関する相談に応じ必要な指導を行う。
- 三、身体に障害のある者の更生援助につき、関係機関の業務に協力する。
- 四、身体に障害のある者に対する認識の理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援助思想の普及に努める。

担当 村民課住民係

ポンコツ車の島外搬出について

島外搬出について

一月はポンコツ車の搬出月です。小笠原村では、共勝丸によるポンコツ車(自動車等)の搬出を奇数月に実施しています。船のスケジュールにより、若干の前後はありますが一月中旬の実施となる予定です。

条例でいう、自動車等とはつぎのとおりです。

・自動車
・バイク
・原動機付自転車
・庭先で物置として置いてあるポンコツ車についても、必ず島外搬出する様にお願いたします。

村民課 産業観光係
二一三一一四
三一二一一一
庶務係

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請について

登録申請について

農業委員会は、農業者の一般の利益を代表する機関として、市町村ごとに設置されている行政委員会です。

農業委員は、農業者が直接選挙によって選出されます。

この農業委員の選挙権やリコール権を行使するためには、あなたの名前が農業委員会委員選挙人名簿に登録されていることが必要です。

名簿は、選挙権を有する方からの申請をもとに作成されます。次の方々は、申請用紙に該当事項を記入し、一月十日(水)までに農業委員会事務局(村役場村民課内)または母島支所へ提出してください。

☆申請出来る人

小笠原村に在住する二十歳以上の方、現に耕作面積が十アール(一反部)以上の方、及びその同居の親族、配偶者で年間六十日以上耕作に従事している方、または、農業生産法人の組合員、社員の方々です。

該当する方は、忘れずに申請してください。

小笠原村農業委員会事務局
(村民課産業観光係内)
二一三一一四

島内美化運動参加のお礼

去る十二月九日、父島で島内美化運動を行い、二五〇人もの多くの方々の参加をいただきました。おかげさまで、空き缶などを集めることができました。参加して下さった村民の方々ははじめ、ご協力下さった各団体の皆様へお礼申し上げます。

村民課 産業観光係

償却資産の申告について

固定資産の中で、償却資産については、毎年一月一日現在の所有状況を、申告しなければなりません。

償却資産とは

土地、家屋以外の固定資産で、農業者、漁業者及び会社や個人で工場や商店などを経営しておられ、その事業のために用いることができる機械、器具、備品等があります。

- その内容を例示しますと、
- ①構築物(ビル・ハウス等)
 - ②機械及び装置(旋盤、ポンプ、動力配線設備等)
 - ③船舶
 - ④車両及び運搬具(大型特殊自動車等)
 - ⑤工具、器具、備品(測定工具、切削工具、機、椅子、ロッカー等)などの事業用資産です。

耐用年数一年未満の償却資産または、取得価格二十万円未満の償却資産は原則として課税対象とはなりません。

なお自動車、原動機付自転車のように自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の範囲から除かれます。

総務課税務係
二一三一一一

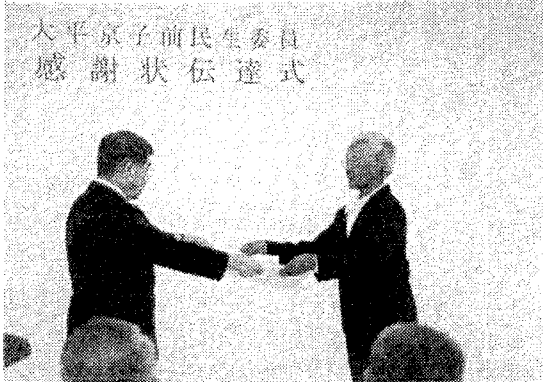
申告の期限は一月三十一日まで

にせ税理士にご注意下さい

無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務の代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識の欠如によって不測の損害を被るケースが目立っております。

税理士は、税理士証票を携行し、税理士バッジを着けています。

東京国税局・東京税理士会



感謝状を伝達される
大平京子さん

所得税確定申告のお知らせ

所得税の確定申告は、納税者が自らの手での年一年間の所得の金額とそれに応じた所得税の額を計算し、二月十六日(金)から三月十五日(金)までに、確定申告書を税務署に提出する手続きです。

- 1 申告しなければならない人
・ 一般の場合
・ 事業を営みである人
・ 不動産収入のある人
・ サラリーマンの場合
・ 給与収入が二、〇〇〇万円を超える人

- 2 給与と二ヶ所以上から受けている方や年中途中で退職した方等で年末調整されていない人など
- 3 平成七年中に退職所得のあった人
- 4 土地や建物を売却された人

所得税の申告額等は、国民健康保険税、保育料及び各種福祉手当(児童手当、出産費用補助金等)の基礎資料、村・都民税課税資料となります。申告されていないと、手当、課税、所得等証明書を受理しないことがありますので必ず申告して下さい。

今年も、芝税務署による所得税確定申告の受付および申告相談を、次の日程で行います。

相談等に来場される方は申告に必要な書類(収入や経費の明細、源泉徴収票、生命保険料・損害保険料の証明書など)と印鑑を持参して下さい。なお、申告書用紙等が送付されている方は、必ず持参して下さい。

また、医療費控除、住宅取得特別控除等による所得税還付申告や消費税の確定申告の相談と受付も併せて行いますのでご利用下さい。

平成七年分所得税、給与税の申告と納税は三月十五日(金)まで、

消費税(個人事業者)の申告と納税は四月一日(月)までです。

◎所得税の税率・控除額等に改正がありました。また、昨年同様特別減税が適用されます(減税率・限度額は昨年と異なります)ので申告にあたっては、控除額や計算に誤りがないようご注意ください。

◎申告会場について
今年度の申告会場は、父島が村役場第二庁舎二階会議室、母島が支所二階会議室となりましたので、お間違のないようお願いいたします。

総務課税務係

芝税務署 確定申告相談日程

	実施月日	時間	会場
母島	2月20日(水)	9:00~17:00	母島支所2階会議室
	2月21日(木)	9:00~17:00	
父島	2月23日(金)	9:00~17:00	村役場第二庁舎2階会議室
	2月26日(月)	9:00~17:00	
	2月27日(火)	9:00~17:00	

◎ 12:00~13:30まで昼休み。2月24日(土)、25日(日)は休日。

ポンコツバイク一掃作戦
— 各自治会が活躍 —

小笠原村には、「ポンコツ車条」と言われる条例があり、廃車となった自動車、バイク、原付を島外に搬出するルールが出来上がっています。この条例は、昭和四十八年に施行されたものですが、リサイクル社会を先取りした条例と言えます。

村民だよりでもお知らせしましたが、一部都営住宅の周辺に、数年間も放置され続け、見た目も見苦しく、子供たちにとつて大変に危険な、放置バイクや原付がありました。

村からの呼びかけに、奥村都民自治会では役員の方々が中心となり、放置バイクや原付を一箇所に集め、立札を立てるなど、対応を開始しました。余りにも放置が長期間にわたったため、名乗り出た持ち主はいませんでした。

処理経費は、本来は受益者負担の原則から、自治会負担となるのですが、あまりに台数が多かった事などから、今回に限り、村の予算で処理することになりました。

奥村自治会の方法をモデルケースとし、連合自治会で検討がおこなわれ、各自治会では、様々な方法でポンコツバイク・原付の一掃作戦が展開されました。

各自自治会の努力により、放置バイクと認定され、村の経費で処理されたバイクは次のとおりです。
・ 奥村都民自治会 六台
・ 清瀬都民第一自治会 一台
・ 清瀬都民第二自治会 四台
・ 清瀬都民第三自治会 五台
・ 二度と放置バイクが都営住宅の周辺にあふれる事の無いよう、自治会の皆様を始め、お住まいの皆様はご注意をお願いします。放置になりそうなバイクや原付があったら、早めにご相談を。声を掛け合おうとするのは、自分達の住環境を心掛けることによって、住んでる人達の心掛けによります。

村役場 産業観光係
☎二一三一四

排水設備技術者講習会及び資格試験の実施について

排水設備の設計及び工事に従事する排水設備技術者、また、排水設備技術者の資格を得ようとする方を対象に、左記のとおり講習会排水設備技術者講習会及び資格試験の実施について

排水設備の設計及び工事に従事する排水設備技術者、また、排水設備技術者の資格を得ようとする方を対象に、左記のとおり講習会及び資格試験を実施致します。

なお、排水設備技術者には、講習会を受講することが義務づけられております。また、講習会を受講した方は、排水設備技術者試験を受ける事ができます。

一、講習会

日程 平成八年二月九日(金)
場所 小笠原村役場 第二庁舎
費用 五千円

二、試験

日程 平成八年二月十日(土)
場所 小笠原村役場 第二庁舎
費用 五千円

三、申込み方法
講習会及び資格試験の受講を希望される方は、指定の申込書に必要事項を記入の上、写真を添えて提出して下さい。

提出先 平成八年二月二日(金)締切
建設水道課上下水道係
母島支所施設係

(注意)
次のいずれかに該当する者は排水設備技術者になる事が出来ません。

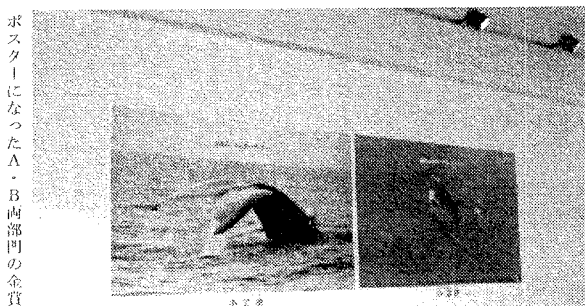
- (一) 未成年者、禁治産者又は準禁治産者。
- (二) 小笠原村下水道条例により、村から指定又は登録を取り消されてから二年を経過しない者。
- (三) 村の承認を受けない排水

設備工事を施工した者で、施工した時から二年を経過しない者。

小笠原村観光宣伝
ポスターフォトコンテスト
受賞作品の展示

十一月号でお伝えした、小笠原村観光宣伝ポスターフォトコンテスト各賞受賞作品を、小笠原村商工観光会館(B-1)の二階ロビーに展示しております。素晴らしい作品ばかりですので、ぜひ御覧下さい。展示してある、A部門金賞高橋誠さんの作品と、B部門金賞稲生閑夫さんの作品は一月の末から一週間、都内各JR、営団地下鉄の駅に、小笠原村観光宣伝ポスターとして掲出されます。なお、十二月十八日にはフォトコンテストの表彰式が行なわれ、賞状と副賞の賞金が、村長から各受賞者に授与されました。

村民課産業観光係
二一三一四



ポスターになったA・B両部門の全賞作品

第二十四回小笠原 ロードレース大会について

〔日時〕
平成八年一月二十一日(日)

種 別	距離	性 別	参 加 資 格
一 般 の 部	6 km	男 子	高 校 生 ～ 満 35 歳 未 満
少 年 ・ 壮 年 の 部	6 km	男 子	中 学 生 、 満 35 歳 ～ 45 歳 未 満
特 別 の 部	4 km	男 子	満 45 歳 以 上
女 子 の 部	4 km	女 子	中 学 生 以 上 の 女 子
小 学 生 高 学 年 の 部	4 km	男 ・ 女	小 学 生 4 ～ 6 年
小 学 生 低 学 年 の 部	2 km	男 ・ 女	小 学 生 1 ～ 3 年
団 体 の 部	同チーム6km走者の上位5名のトータルタイム		

マダイからのメッセージ!

先日、父島沿岸において、漁協によるマダイ一万尾の放流が行なわれました。

最近「つくり育てる漁業」という言葉を聞いたことがあると思いますが、小笠原では、ずっと以前から小笠原沿岸海域を「つくり育てる漁業」のメッカとしたいとの夢をもち、小笠原海洋牧場を母体として、卵から種苗まで育成し、小笠原村あるいは漁協で種苗放流を続けています。

しかしながら、やっと中間魚(二十〜三十センチ前後)に育ち、これから大きくなるという時に、沿岸で釣られてしまうことが多く、非常に残念です。

魚は、大切な海洋資源です。マダイだけではなく、成長途中の中間魚は海に帰してあげて下さい。いつもたくさんの大きな魚たちが泳いでいる海でありたいものです。これが今回放流したマダイからのメッセージです。

小笠原島漁業協同組合
小笠原海洋牧場
二二四一一

人権作文コンテスト 宮川恵さん優秀賞受賞!

東京法務局と東京都人権擁護委員連合会の共催による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会において、村立母島中学校二年生、宮川恵さんの作文が、優秀賞に輝きました。

都内百三十四校から一万七千五百十九編にのぼる作品が寄せられた中での受賞です。

今後、ますますのご活躍を祈念するとともに村民の皆様にご報告いたします。

小笠原村教育委員会
小笠原村体育協会

ソー・チェーン目立 (チェーンソー整備) 講習会の案内

チェーンソーは、今や山仕事の専門家のみならず、農業、土木建設業をはじめ幅広く一般に使われており、現場作業の必需品です。内地の農山村では、主婦の方もし、草のほだ木切り、薪作り、間伐などに使用し、家庭の日常的な道具の一つとなっています。

小笠原でも、林業として専門的に使用される方はいないようですが、土木業を主として農業や一般の人も含め台数は相当数あると思います。

しかし、チェーンソーの刃(ソー・チェーン)の目立て方法や整備などの機械そのものに対する理解はもう少し必要だと考えます。今回、チェーンソーの目立てと整備の専門家をお招きして講習会を次のとおり開催します。この業務の忙しい時期ですが、この機械にぜひチェーンソーに関する基本的な知識を深めていただきたいと思います。多くの方が参加されることを希望しております。

〔日時〕
母島 一月三十一日(講義)

父島 二月 一日(実技)

父島 二月 三日(講義)

父島 二月 四日(実技)

〔日時について〕
変更すること
がります。詳しくは二月号に掲
載予定です。

〔場所〕
父島 村民会館ほか
母島 村民会館ほか

〔講師〕
永戸太郎 氏

〔主催〕
父島建設協力会
母島建設協力会

〔協力〕
村役場村民課産業観光係
小笠原総合事務所

〔問い合わせ先〕
小笠原総合事務所 国有林課
二二二一〇三

講師の永戸太郎氏は、全国の農村を回られて指導されている方です。また、国際協力事業団の要請で毎年東南アジア、南米へ指導に出かけられています。チェーンソーの目立てと整備の日本における第一人者です。

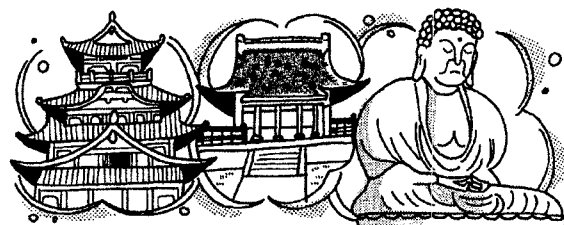
今回は日程に余裕があるので講習会以外にも点検、整備、修理などにも有効に利用してほしいとのこと。希望の方は、機種、型式、必要部品等の状態を早めにご連絡下さい。(部品代実費)

講義については、チェーンソーを所有していない一般の方も遠慮なくご参加ください。どのような理屈で切れるようになっていくのか、な知識だけでも参考になると思います。

小笠原総合事務所国有林課

文化財防火デー 1月26日

みんなで守ろう文化財



1月26日は文化財防火デーです

一 戸籍手数料一覧表 一

申 請 内 容	手 数 料 額
①戸籍の謄抄本又は記録事項証明書	1 通 4 5 0 円
②除籍の謄抄本又は記録事項証明書	1 通 7 5 0 円
③戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件 3 5 0 円
④除籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件 4 5 0 円
⑤届出・申請の受理証明書又は届書その他の書類の記載事項の証明書	1 通 3 5 0 円
⑥上質紙を用いた受理証明書(婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出)	1 通 1, 4 0 0 円
⑦届書その他の書類の閲覧	書類 1 件 3 5 0 円

戸籍謄抄本等の交付手数料が変わります

平成八年一月一日から、戸籍の謄抄本等の交付に要する手数料の額が改定されます。

村民課住民係
母島支所庶務係

展覧会の開催

小笠原村体育館にて展覧会を行います。

【日時】

二月三日(土)

午後一時から午後四時

二月四日(日)

午前九時から午後四時

村民コーナーを設けますので、皆様の目頃ご自慢の作品の展示をお待ちしています。

作品の搬入は、二月二日(金)午前九時から正午までに小学校事務室へ。

作品には「作品名・住所・氏名電話番号」を明記してください。

作品の引き取りは、二月六日(火)午前八時から午前九時までに会場、それ以降は事務室へお願いします。

小笠原小学校

母島巡回労働相談のお知らせ

小笠原総合事務所では、毎月、「母島」において、担当職員による労働相談を実施しております。

一月の相談日時等は次のとおりです。

なお、「父島」においては、随時、相談をお受けしておりますので、小笠原総合事務所までお問い合わせ下さい。

【実施日時】

一月八日(月)

午前九時から午前十時まで

【実施場所】

母島村民会館 二階和室

【相談内容】

労働条件(賃金、労働時間、安全衛生等)

労働保険(加入、失業給付等)

求人求職(求人求職中)

雇用保険(加入、失業給付等)

【問い合わせ先】

小笠原総合事務所業務課

二一二一〇二

お知らせ

新年明けましておめでとうございませう。

昨年七月、村内文化サークルの団体として「小笠原文化サークルネットワーク」が発足いたしました。目的は「小笠原村の文化活動の向上と充実のため各サークルの連絡調整を図り、村の文化活動に貢献すること」(規約第三条)です。

最初の活動として、「文化サークル・フェスティバル96」を実行いたします。

日時 一月二十八日(日)

午前十時より

午後五時半まで

場所 小笠原小・中学校体育館

内容 各サークルの活動報告、発表、実演

参加サークル

父島

アトリエ会・琴友会・小笠原写真クラブ・小笠原太鼓・小笠原風保存会・おはなし会 音楽愛好会・七宝焼きサークル・スイングブロー・南洋踊り保存会

母島

(加盟サークルに参加を依頼しております)

詳しいことは、ポスター、掲示などをご覧ください。

ご連絡お問合せは、村教育委員会、二一三一七まで。

小笠原文化サークルネットワー

ク

【ピアノ調律師来島のお知らせ】

平成八年一月十二日から三十日までの間、ピアノ調律師(佐藤学氏)が来島します。

調律実施予定日

母島 一月十二日(金)

父島 一月十四日(日)

基本料金 一六、五〇〇円

問合せ先

小笠原小学校 白川

二一二〇二

ふれあい野球教室

「豪腕・村田兆治、島を行く」

開催のお知らせ

来たる平成八年一月十二日(金)十四日(日)に、地域スポーツ振興の一環として東京電力(株)主催の野球教室を父島・母島で行います。

講師には元ロッテオリオンズのエース村田兆治氏をお迎えし、野球を通していろいろと指導していただきます。

【日程・場所】

母島

講演会「兆治と語ろう」

一月十二日(金)午後七時

ふれあい野球教室

一月十三日(土)午後七時

父島

講演会「兆治と語ろう」

一月十三日(土)午後七時

ふれあい野球教室

一月十四日(日)午前九時

(母島の開催場所は未定です)

父島

講演会「兆治と語ろう」

一月十三日(土)午後七時

場所 小中体育館

ふれあい野球教室

(小・中・高校生対象)

兆治に挑戦(一般対象)

一月十四日(日)午前十時

場所 高校グラウンド

「主催」

東京電力株式会社(二四三〇)

※これに伴い一月十三日(土)のはじめ丸の運航時間が、通常母島

発十一時が母島発十三時に変更になりますのであらかじめご了承下さい。

「一月一日」は?

一月一日は「一〇番の日」です。

「一〇番」は「一〇番の日」です。

と迷ったことはありませんか。

ためらっているあいだに、ちよつとしたことが大きな事件になりかねません。

「一〇番」は事件事故が発生した

場合の緊急警察通報用の電話です。

泥棒などの被害にあつたら

〇倒れている人がいたら

〇交通事故があつたら

〇こんな時を素早く「一〇番」して

ください。

「事件事故

見たら聞いたら

「一〇番」

明るく平和で住み良い小笠原に

するために、村民皆様のご協力

をお願い致します。

小笠原警察署

おはなし会へようこそ

一月のおはなし会は一月二十八

日(日)の文化サークルフェステ

イバルに参加します。

人形劇「おむすびころりん」を

準備しています。

小さな人形劇場で午前十一時

と午後一時三十分の二回の上演

の予定です。

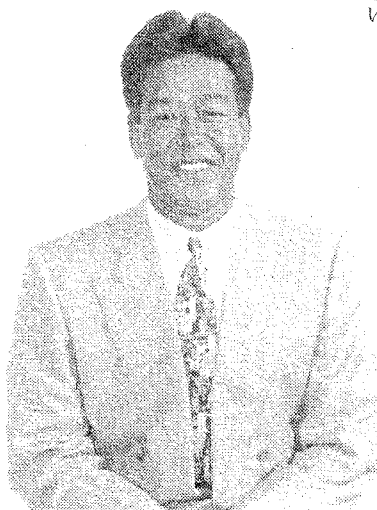
お誘い合わせのうえ、皆さんで

いらして下さい。

連絡先

平田 二一三〇七六

村田 兆治 氏



小笠原のゾウゾウ

十二月三日、ついに待ちに待った今シーズン最初のゾウゾウが父島の東側、南側にかけての沿岸海域で観察されました。この日はダイビングボート等に乗っていた人々たちによって、四頭のゾウゾウが見られたそうです。その後、十二月中旬を過ぎると、海洋センターで行っている三日月山展望台からの目視観察調査によってもゾウゾウの姿がぼつりぼつりと見られ始めていますので、今年もいよいよ本格的なゾウゾウジラのシーズンが到来したようです。さて、ゾウゾウジラはこの時期、餌場となっている北の海域から繁殖のために小笠原へとやってくるのですが、ゾウゾウジラは一部のハクジラの仲間に見られるように大きな群を作つて一度に移動することはないので、徐々に繁殖場に集まってくるようになります。餌場を離れて繁殖場へと出発する順番や、反対に繁殖場から餌場へと帰る順番にはある程度の規則性があることが捕鯨時代のデータから分かっています。繁殖場では若い未成熟の個体が多く含まれた群が多く見られ(思春期の個体も含まれていて、これらはこのシーズン中に排卵して成熟個体となる)、それらの未成熟の個体は早め餌場に移動を開始し、そして子連れの雌鯨がえらわれて残っています。最近の調査によっても、小笠原では親子連れが見られ始めるのは三月以降の比較的シーズン後半のほうで、やはりこれらのクジラがシーズン最後のほうまで残っていることが証明されています。

小笠原海洋センター

地上波放送 テレビについて

本年四月より、在京の地上波放送テレビが受信できるようになります。その施設整備は東京都が行い、その運用に係る経費は、放送事業者・東京都そして村民を含めた小笠原村が分担することになっています。

これは、東京から一、〇〇〇キロという距離にあるため、本土における通常のシステムでは受信できないことから、特別の施設整備を必要とし、それを利用してテレビをご覧になる皆様に応分の負担をお願いしたいということです。またそれによって、施設を維持していくことをご理解いただければと思います。

さて、その村民負担の受け皿として、また村内に設置される放送施設の維持管理を行う母体として「小笠原村テレビ視聴管理組合」を設立し、テレビをご覧になるすべての世帯、事業者に入らせていただきたいと思います。つきましては、次のとおり組合規約・利用料規程等（抜粋）の村としての案を作成いたしました。今後村民説明会、組合設立発起人会において、皆様からのご意見をいただいた上、組合設立を行ってまいります。

ご不明の点、ご意見等ありましたら、村役場企画財政課（電話二一三一―一二）までご連絡ください。

一．組合規約案（主要部分抜粋）

（目的）

第一条 この組合は、「東京都が設置した小笠原村におけるテレビ放送施設」（以下、「テレビ放送施設」という。）の利用により、組合員の文化的生活の向上を図ること、並びに施設管理運営を行うことを目的とする。

（名称）

第二条 この組合は、小笠原村テレビ視聴管理組合（以下、「組合」という。）と称する。

（事業）

第四条 本組合は、第一条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （一）利用料の徴収
- （二）分担金の納付
- （三）テレビ放送施設の管理運営
- （四）その他、本組合が必要と認める事業。

（加入）

第五条 本組合の事業目的に賛同し、かつテレビ放送施設を利用する者を組合員とし、所定の加入手続きを行うこととする。

二 組合員は、世帯組合員と事業所組合員とに区別する。なお、本組合における世帯とは、一つの独立した住居ごとで区分する。また事業所とは、事業を営むための部屋を単位として区分し、その建物が住居を兼用する場合も別途事業所組合員として加入する。

（利用料）

第六条 組合員は、毎月所定の利用料を納めなければならない。

二 利用料の額及びその払込みの方法は、評議員会の議決を経て別に定める。

（役員）

第八条 本組合に次の役員を置く。

- （一）組合長 一名
- （二）副組合長 二名
- （三）理事 六名以上十名以内とし、この内一名は小笠原村総務課長の職にあるものを充てる。
- （四）監事 二名

二 役員は、組合員又は組合員たる事業所の代表者でなければならない。

（理事会の議決事項）

第十三条 この規約で定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- （一）評議員会に提案すべき事項
- （二）その他本組合の業務の執行に関し重要な事項

（評議員会の定数）

第十四条 この評議員会は、二十五名以上三十名以内をもって組織し、父島二十名、母島十名の定数以内とする。

（評議員会の議決事項）

第十八条 この規約で定めるもののほか、次の事項は評議員会の議決を経なければならない。

- （一）規約の変更
- （二）事業計画及び予算の決定又は変更
- （三）事業報告及び決算の承認
- （四）その他本組合及び本組合員に重大な影響を及ぼす事項

（組合員以外の視聴禁止）

第二十七条 組合員以外の者は、組合員の世帯又は事業所以外において、無断でテレビ放送施設を利用してテレビを視聴してはならない。

〔以上、組合規約案より抜粋〕

二. 利用料規程（抜粋）

皆さんにご負担いただく利用料は、左表のように考えています。
なお、NHKの受信料は含まれておりません。

種 別	支 払 区 分	月 額	6 ヶ 月 前 払 額	1 2 ヶ 月 前 払 額
世 帯 組 合 員	訪問集金	3, 3 0 0	1 8, 0 0 0	3 5, 1 0 0
	口座振替 継続振込	3, 0 0 0	1 7, 7 0 0	3 4, 8 0 0
事業所 組 合 員	基準額 訪問集金	5, 5 0 0	3 1, 2 0 0	6 1, 5 0 0
	基準額 口座振替 継続振込	5, 2 0 0	3 0, 9 0 0	6 1, 2 0 0
追加額		テレビの接続端子2個以降1端子ごとに、基準額に500円を追加する。		

※ 届出方法、精算等については別途規程しております。

三. 利用料減免規程（抜粋）

一 全額免除

全額免除は、次に該当する場合を対象とする。

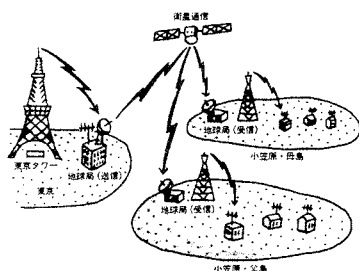
- （生活困窮者）
（一）生活保護法による扶助を受けている場合。
- （災害被災者）
（二）災害救助法による救助が行われた区域内において、当該救助にかかる災害により半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物を有する場合。
この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月及びその翌月の二か月間とする。

二 半額免除

半額免除は、世帯を構成する者すべてが、村民税非課税であり、かつ次に該当する場合を対象とする。

- （一）世帯の中に、身体障害者手帳（視覚、聴覚、肢体不自由一・二級）を有する者がいる場合。
- （二）、（三）省略
- （四）世帯の中に、満六十五歳以上の高齢者がいる場合。

※ なお、これらの全文をご覧になりたい方は、企画財政課又は母島支所にお申し出ください。



テレビアンテナ
設置について

今回のテレビを受信するには、これまでの衛星放送受信用のVHFアンテナとは別に、UHFアンテナの設置が必要となります。

公共住宅（都営住宅等）については、それぞれの管理主体において共同受信アンテナ設置を予定しております。また戸建ての住宅や事業所については、組合設立後にアンテナ設置助成制度を設けることを検討しております。組合設立前にアンテナを設置する方は、必ず工事施工業者からの請求書及び領収書を保管しておいてください。

村民説明会の実施

組合設立にあたり、この事業に対するご質問・ご意見をいただく場として、次のとおり説明会を行います。

皆様、お誘い合わせの上、ご参加ください。

《母島》

1月 8 日（月）午後2時～
同 日 午後5時半～
会場 …… 母島支所

《父島》

1月 9 日（火）午後2時～
10日（水）午後7時～
会場 …… 村役場 第二庁舎 会議室

※ 各島二回づつ行います。ご都合の良い方にご参加ください。

テレビアンテナ
工事請負業者の
皆様へ

四月の放送開始に向けて、テレビアンテナの設置工事が急増することが考えられます。NHKでは、適切な工事の施工のために一月十八日～二十日に来島し、技術指導の実施を予定しています。技術指導をご希望される業者の方は、村役場企画財政課へ一月十七日（水）までにお申し出下さい。詳細は、お申し出の際にお知らせいたします。

第 1 1 回健康フェスティバル(父島)

～亜熱帯の島 みんな健康いきいき～

【主催】小笠原村，島しょ保健所小笠原出張所

【協力】小笠原村社会福祉協議会，小笠原村体育協会ゲートボール部

今年も家族みんなで元気に過ごせるよう、一年の始まりは「健康フェスティバル」でスタートしましょう！

1 月 8 日 (月)

特別講演会 村役場第二庁舎会議室 19:00~21:00

「アルコール依存症とは？」

講師 都立医療技術短期大学教授 安田美弥子 先生

1 月 1 4 日 (日)

ゲートボール大会(予選)

奥村運動場 8:30~15:30

🏆 ストレッチ準備体操(小笠原高等学校 猪狩教諭)

🏆 万歩計体験コーナー

試合に参加する方へは万歩計を貸し出します。

🏆 ゲートボール

*出場希望チームは1/9(火)までに村役場村民課に
申し込んでください。(申込書は窓口にあります)

*代表者会議 1/9(火) 17:30から

村役場第二庁舎会議室

組合せ抽選，ルール説明などを行います。

健康展

奥村クラブハウスホール 11:00 ~15:00

🏆 医師・保健婦による健康相談

🏆 食品衛生・環境相談

🏆 ペットの飼育相談

🏆 災害時の飲料水(水のつくり方の模型展示と実演)

🏆 栄養相談と試食(カルシウムを多く含むデザート)

🏆 各種パネル・ポスター展示

アルコール依存症について

成人病ドックのトピックス

福祉講座の紹介 他

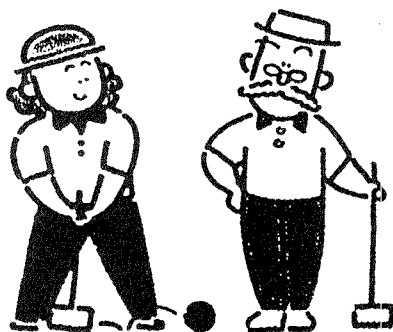
1 月 2 1 日 (日)

ゲートボール大会決勝戦

奥村運動場 9:00~12:00

上位3チームによる決勝戦を行います。

優勝はどのチームに？



体力測定大会

奥村クラブハウスホール 9:00~11:00

🏆 体力測定

今年は下記の三種目です。あなたの体力は何才ぐらい？

握力

片足立ち

立位体前屈

🏆 体脂肪測定(20才以上の方のみ)

体重の何%が脂肪かをはかります。シェイプアップをめざす方、ぜひどうぞ。

第6回福祉講座 の ご案内

1. 日時、場所

- | | | |
|------|--------------|-------------------|
| 【父島】 | 平成8年1月16日（火） | 19:00～21:00 |
| | | 村役場第2庁舎会議室 |
| 【母島】 | 平成8年1月18日（木） | 19:00～21:00 |
| | | 母島診療所2階カンファレンスルーム |

2. 講座内容

【父島・母島共通】

〔講義〕「元気で長生きするために」

〔実技〕「排泄の介護について」

今回の実技は、排泄に関する介護の仕方を勉強いたします。
また、講義においては、元気で長生きするためにどうしたらいいかについてお話していただきます。

大勢の皆さんのご参加をお待ちしております。

問合せ：村民課住民係
TEL 2-3113

そのように全体として、小笠原の高齢者の方々の状況を見たとき、小笠原はまだ、施設建設も含め、順序立てて、高齢社会に対処できうる段階にあると、村は判断しています。

高齢者の方の身体的衰えは、突然、訪れるケースもありますが、徐々に、衰えていくケースがほとんどです。寝たきり状態など、特養に入るべき状態の人は、今後、増えていくことは予測できます。しかし、同様に、いや、それ以上に、寝たきり状態まではいかないにしろ、身体的には虚弱で、援助が必要な方は、圧倒的に多く増えるであろうと予測できます。私たちは、まず先に、そういう高齢者の方々に対処しなければならぬ状況になってくるだろうと考えています。

特養を含め、入所施設を検討する必要はあります。しかし、その前に対処しなければならない課題があるということです。特養だけで、これからの高齢社会の諸問題は、全て解決できる訳ではありません。

そういう意味で、高齢社会に対処する方法は多々ある中で、しかも、特養が必要となる以前に対処しなければならない課題があるにも関わらず、十分な検討や話し合いがない状況のまま、特養建設をまず進めることがいいのかどうかという問題があります。

以上が、“すぐには特養は作れない”と言うしかない背景にある大きな問題点です。

誤解のないように、もう一度繰り返しますが、村は、特養を否定するつもりはありません。作らないとも言いません。そればかりか、特養は、必ず、必要になってくるはずだと考えています。特養に入所できる状態の人でも、特養でしか面倒が見れない訳ではありませんが、村の責任において、措置しなければならない人は、必ずいらっしゃるはずです。しかし、特養を作るためにも、その前に解決しなければならない課題が多々あると考えています。

「住み慣れた島で、いつまでも元気に安心して過ごす」、そのための方法は、特養建設だけではありません。また、これからの高齢社会に対処するための方法も、いろいろな方法があります。

しかし、特養も高齢社会に対処するための有効な施設であることも確かです。その意味では、村も、特養を設置した場合の高齢社会への対応策を検討しているところです。以上のようにご説明してきた問題点をどのように解決していきながら、特養設置への道を切り開いていくか、大きな課題ではありますが、少しでも前進できるよう努力して参りたいと思います。

と同時に、その高齢社会を迎えるための基盤づくりをしなければなりません。それは、1つは、人材の確保と育成です。2つめは、デイサービス等の在宅福祉サービスの体制づくりです。3つめは、在宅の基盤である、高齢者の方が住みやすい住宅環境の整備です。小笠原の地域性を考えれば、この3つの基盤が整備されていないと、高齢社会に対処することは大変困難になってくると考えています。その時になって、慌てることのないように、今から準備をしなければなりません。

今、村では、その3つの基盤づくりに、全力を傾けて努力しています。私たちも、真剣に「いつまでも元気に安心して過ごせる島」を目指しています。

紙面の都合で、言いつくせない感がありますが、村の特養に対する考え方の大部分は説明いたしました。ご意見・ご質問があれば、是非、係までお寄せ下さい。

問合せ：村民課住民係 樋口、菊池

TEL 2-3113

村の総合計画において、施設整備も含め、各施策における重要事業が多々計画されています。村単独での特養建設は困難ですから、振興開発事業の中で考えるにしても、その中には東京都の事業も入ってきます。それらの事業の中での優先度を考えれば、決して福祉施策における1施設の特養だけが、特別であるというわけにはいかないのが、現状です。

建設時期については、他の計画事業との調整や財政事情を考慮しながら検討せねばならず、そのことが問題点としてあります。

問題点③「特養人材の確保の問題」

特養の設置に当たっては、配置しなければならない職種、その人数の基準が決められています。30床の特養を作る場合、施設長1名、事務員1名、生活指導員1名、主任寮母1名、寮母8名、介助員1名、医師1名、看護婦1名、調理員等4名の合計19名の人員を配置することになっています。しかし、この人数で運営するのは大変困難ですので、実際にはどの施設もこの基準より多い人数で運営されているようです。

このような専門職の人々をどう確保するか。全ての方を内地から呼ぶとなると大変なことです。まず、そういう人がいるかどうか、次に住宅はどうするのか、なければ住宅を作らなくてはなりません。その費用はどう確保するのか。その上、島に永く残って働いてもらえるかどうか……。問題は多々あります。

第1回の「福祉の広場」で書きましたが、結果的には、島の人にそういう人材になっていただくのが最も良いあり方だと考えています。福祉に関心のある方、興味をお持ちの方は、島の中に多くいらっしゃると思います。そのような方々の中から、福祉の仕事をお手伝いしてもいいという方を確保し、育成していきたい、そのための応援は惜しまなくやっていきたいと、村は考えています。

その人材の確保・育成の実現に向け、村は今、積極的に取り組み始めています。始めたばかりですが、もう既に、その芽が、その成果が少しずつ出始めています。

しかし、まだ、これからです。現状では、量(人数)が足りません。まして、施設を運営できる人材となるには、まだ時間がかかります。

特養を運営していく人材の確保、育成が、問題点としてあります。

問題点④「高齢社会に対する対策の進め方の問題」

村あるいは社会福祉協議会では、過去、いろいろな福祉施設を視察して参りました。それは、東京都内であったり、地方の過疎地、島しょ地域であったりしました。それぞれの地域に地域性、特性があります。しかし、どの地域にも特養はありました。と同時にデイサービス施設も必ず、その地域にありました。また、それらの地域と小笠原との大きな違いは、小笠原の高齢化率が低いということでした。それは視察に行かれた皆さんは共通してご存じのことです。

しかし、どの地域にも特養があったから、小笠原にも必要だという理屈は成り立ちません。また、高齢化率が低いから、特養を作らなくてもいいという理屈も成り立ちません。地域の特性、地域性がある以上、他の地域との比較で、特養を含め、施設を考えても無意味なことで、小笠原の地域性を踏まえた上で、その上で、どんな施設が小笠原では必要なのかを判断しなければならないと思います。

小笠原の高齢者の方の状況を、個別に見れば、緊急に対処しなければならないケースもあります。そのケースについては、今までも必要に応じて対処して参りました。しかし、施設を作るような場合、個別に対処することは不可能です。一人ひとりに必要な施設を作ることはできません。施設を作るような場合には、小笠原の高齢者の方の状況を、総体として、全体として、見なければなりません。

“すぐには”というのは、施設を作るのに、通常の方法で、4～5年はかかります。今、特養を作ってほしいという要望が出て、それでは来年度から5年かけて平成12年度に完成するように作りましょうという話にはならないということです。

このことについて、もう少し、詳しく説明させていただきます。

“すぐには特養は作れない”と言うしかないその背景には、次の問題点があります。

問題点①「医療等、特養の連携体制の整備の問題」

特養を要望される方の立場から考えると、要望の理由は、いろいろあるかと思いますが。倒れてしまった時に面倒をみてくれる人がいない。いても、面倒をかけたくない。自宅で福祉のサービスを受けるのに抵抗がある。今は元気でも、いざ、倒れた場合、特養があるというだけで安心する。体が弱くなってから内地の施設に行くのはいやだから、特養でも何でも施設が島にほしい。

そこに共通するのは、人生の最後を住み慣れた島で過ごしたいという思いだと思います。

しかし、そのためには、特養だけでなく、特養を取り巻く環境、特養と連携する環境を整備しなければなりません。

例えば、医療施設がそうです。特養には、医師、看護婦が配置され、医務室が設けられていますが、それは、診療所や病院などの医療機関とは違います。

特養に入所した後、入院治療が必要な病気等になれば、診療所に入院することになります。治療が終わり、特養に戻ればそれでいいのですが、診療所で対処出来ないと、内地の病院に運ばれることになります。これは、通常の急患移送と同じです。そして、その結果、島に戻って来ればいいのですが、入院が長く続く(3か月が基準)ようになると、特養を退所しなければなりません(一般的には、特養に入ると死ぬまでは出なくても良いと思われているようですが、退所していただく基準も決められています。実際には東京都内で毎月500名に近い方が特養を退所しますが、退所の理由は、死亡以外では病気入院が多いです)。

その意味では、特養だけでなく、島でどんな施設を作る場合においても、診療所の機能を拡充することが、大変重要になってきます。勿論、医療機関として、診療所を考えた場合、高齢者の方だけでなく、住民皆さんに住み慣れたこの島で過ごしていただくためにも、医療施設の充実は必要になってきます。

医療施設の例を上げましたが、特養建設に当たっては、特養だけでなく、特養と連携する機関の体制整備も必要になってきます。そのことが、“すぐには特養は作れない”と言うしかない背景に、問題点としてあります。

問題点②「村の財政事情の問題」

特養建設には、当然、建設費がかかりますが、その他状況に応じて、土地購入費、建設後の特養運営費などの費用がかかります。建設費については、施設の規模、建物面積等により変わってきますが、他の島しょの特養と同程度の建物規模を参考に、仮に、30床、1,000㎡の面積規模の特養を作るとした場合、今、内地における福祉施設の㎡当たりの建設単価が約50万ですから、単純計算で5億円になります。更に、島しょ割増し、建物内の設備等を考慮すれば、10億円以上の金額となります。

村の予算規模は、年間およそ30億円です。多額の費用を要する施設の建設等は、まとめて一度に作る余裕はありません。返還から27年を経過し、やがて30年を迎えますが、返還当時、建設された施設は建て替えの時期を迎えています。また、必要とされる新たな施設も整備しなければなりません。

小笠原村村民課住民係

***** TEL 2-3113

高齢者の施設〔その2〕

前回は、高齢者福祉・保健事業の概要について説明させていただきましたが、今回は前回以前に取り上げておりました特別養護老人ホーム(以下「特養」と書きます。)について取り上げ、特養に対する村の考え方をお話しし、特養についての説明の最後とさせていただきますと思います。

去る１１月２０日、「小笠原に特別養護老人ホームを作る会」から、１，０００名を超える村民の方の署名簿を添えて、特養建設に対する陳情書が、村に提出されました。

以前、村あるいは社会福祉協議会が福祉に関する調査をいろいろと実施しました。それらの調査の結果、例えば、平成元年に実施した「小笠原村高齢者社会対策基礎調査」では、デイサービス施設の次に特養の要望が多かったですし、また、平成４年度の「村民の福祉意識に関する調査」においても、意識としては「福祉施設に入所して生活する」より、「公的サービスを受けながら自宅で生活するのがよい」という回答が、断然、多かったのですが、村の福祉に関する改善についての質問に対しては「老人病院や老人ホーム等の入所できる施設の充実」を望むというのが、最も多い回答でした。

これらの調査を通して、村民の皆さんの福祉施設、とりわけ高齢者の方が入所できる施設に対する要望が強いことは、充分理解しておりますし、また、議会の場におきましても、特養をはじめとする福祉施設に関するご質問を、以前から何度も受けており、村民の皆さんの関心の高さも充分承知しております。

今回、村民の約半数に近い方の署名をもって、特養建設を要望されたことにつきましては、そのような経緯を踏まえた上においても、村として、真摯に受けとめております。

特養については、この「福祉の広場」においても今まで説明させていただきましたが、その施設としての性格を考えれば、将来、必ず小笠原村にも必要になってくる施設だと認識しております。それは、理想を言えば、高齢者の方が皆さんお元気で特養など必要ないという状況が理想ではありますが、いずれは、村の高齢者の方を取り巻く状況も、否応なく、特養が必要な状況になってくるだろうと考えております。

しかしながら、それは、“いずれ”ということでもあります。今、特養があれば入所していただくべき人も、ごく少数ですが、いらっしゃいます。村の広報不足のため、一部、誤解されているケースもあるように感じますが、今までご説明して参りましたが、特養の入所基準を満たす島内在住の方は、現在、2～3名と把握しております。その2～3名の方のためにも特養を設置すべきだという話が出てくるかもしれませんが、今の村の現状を考えますと、残念ながら、“すぐには特養は作れません”と言うしかありません。それが、村の実情です。